

米子市上下水道局配水管等工事入札参加資格者格付審査要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、上下水道局配水管等工事指名参加資格等に関わる要綱第1条の規定による配水管等工事の指名競争入札参加資格を有すると認めた者（以下「工事業者」という。）について当該参加資格に係る格付（以下「格付」という。）を行う場合に、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(格付対象工事の種別及び等級)

第2条 格付は、水道施設工事のうち導水管、送水管及び配水管布設に係る工事（以下「配水管等工事」という。）について、A級、B級及びC級の3等級に区分して行う。

(格付の方法)

第3条 格付は、別表1に定める基準に従い第3項の規定により算定した総合点数に応じて行うものとする。ただし、前年の格付等級より2等級以上の変動がある工事業者については1等級の変動にとどめるものとし、新規業者については最下位の等級に格付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総合点数が別表1に掲げる基準点数を満たす者の数が別表2で定める式により算定された上限数を超える場合は、総合点数の上位の者から別表1に定める基準により格付し、当該上限数を超えた者については直近下位の等級に格付するものとする。

3 総合点数は、次に掲げるところにより算定する客観的事項による点数（以下「客観点数」という。）と米子市上下水道局独自の基準による点数（以下「主観点数」という。）を加えて算定するものとする。

(1) 客観点数は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）

第27条の29の規定による総合評定値の通知に記載された水道施設工事の総合評定値を10で除して得たもの（小数点以下は四捨五入）とする。

この場合において、完成工事高評点及び技術職員数評点（以下「完成工事高評点等」という。）の算定に当たり給水区域外にある本店又は営業所に係る値が用いられている場合には、当該完成工事高評点等について給水区域

内にある本店又は営業所（以下「区域内事業所」という。）に係る値を用いて算定し、得たものを総合評定値とみなす。

- (2) 主観点数は、次に掲げる項目について算定した数値を加減して求めるものとする。

ア 区域内事業所に有する技術職員数について、次の表の左欄に掲げる種別に応じ、同表の右欄に定める点数を加算する。この場合において、給水装置工事主任技術者と配管工の両方を有する者については、それぞれについて加算するものとする。

技術職員	点 数
水道法の規定に基づく給水装置工事主任技術者	1人につき1点
米子市上下水道局の登録を受けた配管工	1人につき1点

イ

米子市上下水道局から受注した配水管等工事で、直近3年間（前年の4月1日から3月31日を1年間とした過去3年間。以下「算定期間」という。）に完成検査を受けたものの平均工事成績評定点を加算する。ただし、契約金額が130万円未満の工事は算定の対象としないものとし、算定期間において平均工事成績評定点がない場合は、40点とする。

ウ 米子市上下水道局から受注した配水管等工事で、算定期間に完成検査を受けたものの1年当たりの平均件数について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める点数を加算する。

平均件数	点 数
10件以上	10点
6件以上10件未満	7点
4件以上6件未満	5点
1件以上4件未満	3点
1件未満	1点
0件	0点

エ 直前の入札参加資格の有効期間において、米子市上下水道局優良表彰要領に基づき選定を受けた配水管等工事を施行した者には、当該選定を受けた配水管等工事1件につき5点を加算し、同要領に基づき表彰を受けた配水管等工事を施行した者については、当該表彰を受けた工事1件

につき重ねて5点を加算する。

オ 直前の入札参加資格の有効期間において、米子市上下水道局が主催し、加算対象とすると認めた研修を受講した者には、1つの研修につき2点を限度として受講者1人につき1点を加算する。ただし、同有効期間における最大加算は10点とする。

カ 直前の入札参加資格の有効期間において、上下水道局の要請に基づき災害等の復旧支援を行った者及び上下水道局が災害等の復旧支援を要請しそれに応じて復旧支援を行った団体に加盟する者には、1回を限度として6点を加算する。また、同有効期間において、上下水道局が主催し、又は協賛するボランティア活動に参加した者には、1回につき1点を加算する。

キ 直前の入札参加資格の有効期間において、米子市上下水道局建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項の規定による指名停止を受けた者は、次の表の左欄に掲げる指名停止の期間に応じ、同表右欄に掲げる点数を減じる。

指名停止期間	減 点
1月以内	10点
1月を超え3月以内	20点
3月を越え5月以内	30点
5月を超えるもの	50点

ク 財団法人日本適合性認定協会又は国際認定機関フォーラムにおける国際相互承認協定を締結している認定機関が認定した審査登録機関が行うISO9001又はISO14001の認証を取得している者については、それぞれ10点の加点を行う。

(格付の通知及び公表)

第4条 前条の規定により格付をした場合には、当該工事業者に対して格付等級、総合点数及びその他の項目を適切な方法により通知するものとし、格付名簿を作成したときは、速やかに公表するものとする。

(中間年度の格付等)

第5条 入札参加資格審査の申請の受付を行わない年度（以下「中間年度」という。）においては、前年度の格付を適用するものとする。ただし、新規工事業者については、格付を行うものとする。

2 既に格付を有する者は、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評価値通

知書の写しを中間年度の前年度の２月末日までに提出しなければならない。
ただし、当該通知書の提出がない者は、法第２７条の２３の規定に定める経営事項審査を受けていないものとみなす。

- ３ 第１項の規定にかかわらず、既に格付を有する者で第３条第３項第２号アに掲げる要件に変更があったものについては、中間年度の格付を変更できるものとする。

（合併等）

第６条 米子市上下水道局の格付を有する工事業者が、年度途中において合併及び経営譲渡等により資格内容に変動があったときは、当該工事業者のうち上位に格付されたものの等級をもってその等級とする。

（意見の申出）

第７条 決定された格付に意見のある工事業者は、当該通知を受けた日から起算して３０日以内に理由及び参考となる資料を添付して意見を申し出ることができる。

附 則

この要領は、平成２３年４月１日から施行し、平成２３年度の格付審査から適用する。

この要領は、平成２７年４月１日から施行し、平成２７年度の格付審査から適用する。

この要領は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年度の格付審査から適用する。

この要領は、令和６年１１月１日から施行し、令和７年度の格付審査から適用する。

別表１（第３条第１項関係）

等 級	総合点数
A	１８５点以上
B	１６５点以上 １８５点未満
C	１６５点未満

等 級	上限数算定式
A	資格を有する全工事業者数×４０／１００

B	資格を有する全工事業者数×30/100
C	資格を有する全工事業者数－（A級＋B級）

別表2（第3条第2項関係）

注：小数点以下四捨五入

【参考資料】別表1、A級格付業者の総合点数の変更根拠（175点→185点）

	平成23・24年度 A級の総合点＝ 175 点以上 ()は優良表彰の加点を2年間に修正	平成21・22年度 A級の総合点＝ 165 点以上 ()は貢献度の加点10点を加算値	平成19・20年度
1	296 (271)	227 (237)	235 (245)
2	274 (259)	217 (227)	195 (205)
3	270 (235)	216 (226)	192 (202)
4	262 (252)	201 (211)	188 (198)
5	236	199 (209)	182 (192)
6	229 (214)	195 (205)	176 (186)
7	212	187 (197)	171 (181)
8	201	168 (178)	168 (178)
9	198	167 (177)	167 (177)
10	196 (186)	165 (175)	166 (176)